

大阪市規則第 3 号

大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成19年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<u>（路上喫煙の禁止の表示）</u> <u>第 3 条</u> 市長は、 <u>条例第 5 条に規定する区域</u> <u>内の公衆の見やすい場所に、路上喫煙が禁</u> <u>止されている旨を表示するものとする。</u>	<u>（路上喫煙禁止地区標識等の設置）</u> <u>第 3 条</u> 市長は、 <u>条例第 5 条第 1 項の規定に</u> より路上喫煙禁止地区を指定したときは、 当該地区内の公衆の見やすい場所に、路上 喫煙禁止地区である旨を表示した標識及び 当該路上喫煙禁止地区の区域図を設置する ものとする。
<u>（区域の指定等の告示）</u> 第 4 条 <u>条例第 7 条第 1 項（条例第 8 条第 2</u> <u>項において準用する場合を含む。）の規定に</u> よる告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める事項について行うものと する。 (1) <u>条例第 5 条第 2 号の指定（以下この条</u> <u>において「指定」という。）をする場合</u> 次 に掲げる事項 <u>ア 指定をする区域</u> [削る]	<u>（路上喫煙禁止地区の指定等の告示）</u> 第 4 条 <u>条例第 5 条第 4 項（条例第 6 条第 2</u> <u>項において準用する場合を含む。）の規定に</u> よる告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める事項について行うものと する。 (1) <u>路上喫煙禁止地区を指定する場合</u> 次 に掲げる事項 <u>ア 指定する路上喫煙禁止地区の名称</u> <u>イ 指定する路上喫煙禁止地区の区域</u>

イ 時間を限って指定をする場合にあつては、指定をする時間

ウ [略]

(2) 指定を変更する場合 次に掲げる事項

ア 変更する区域

[イ・ウ 略]

(3) 指定を解除する場合 次に掲げる事項

ア 解除する区域

[イ 略]

(路上喫煙防止指導員)

第5条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、警察官であった者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者のうちから市長が任命する。

[3 略]

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第10条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、第2号様式による告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

[2 略]

(過料の処分の通知)

第7条 市長は、条例第10条の規定により過

ウ 時間を限って指定する場合にあつては、指定する時間

エ [同左]

(2) 路上喫煙禁止地区の指定を変更する場合 次に掲げる事項

ア 路上喫煙禁止地区の名称

[イ・ウ 同左]

(3) 路上喫煙禁止地区の指定を解除する場合 次に掲げる事項

ア 解除する路上喫煙禁止地区の名称

[イ 同左]

(路上喫煙防止指導員)

第5条 条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、警察官であった者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

[3 同左]

(弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第9条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、第2号様式による告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

[2 同左]

(過料の処分の通知)

第7条 市長は、条例第9条の規定により過

料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第４号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。 第１号様式（第５条関係） 〔様式 別紙２ 挿入〕 第２号様式（第６条関係）（Ａ４） 〔様式 別紙４ 挿入〕 第４号様式（第７条関係）（Ａ４） 〔様式 別紙６ 挿入〕	料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第４号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。 第１号様式（第５条関係） 〔様式 別紙１ 挿入〕 第２号様式（第６条関係）（Ａ４） 〔様式 別紙３ 挿入〕 第４号様式（第７条関係）（Ａ４） 〔様式 別紙５ 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和７年１月27日から施行する。

[第 1 号様式 別紙 1]

第		号	
写 真		路上喫煙防止指導員証	
		所 属	氏 名
上記の者は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務に従事する職員であることを証明する。			
		年	月 日 発行
		大阪市長	

[備考 同左]

[第 1 号様式 別紙 2]

		第	号
写 真		路上喫煙防止指導員証	
		所 属 氏 名	
上記の者は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第10条に規定する過料の処分に係る 事務その他の路上喫煙の防止に関する事務に従事する職員であることを証明する。			
		年 月 日	発行
		大阪市長	

[備考 略]

年 月 日

告 知 書

氏 名	
住 所	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 () —

大阪市長



あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行いました。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場 所	大阪市 区 付近
内 容	<u>路上喫煙禁止地区</u> 内での路上喫煙 (☐ 歩行喫煙 ☐ 立ち止まっでの喫煙 ☐ その他 ())

これは、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反し、同条例第9条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	☐ 弁明書の提出 ☐ 口頭
弁明の期限	年 月 日 ()
提出先又は出頭先	〒 — 大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 TEL : — — FAX : — —

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

年 月 日

告 知 書

氏 名	
住 所	
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 () —

大阪市長



あなたは、次のとおり路上喫煙が禁止されている区域内で路上喫煙を行いました。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場 所	大阪市 区 付近
内 容	路上喫煙が禁止されている区域内での路上喫煙 (☐ 歩行喫煙 ☐ 立ち止まっでの喫煙 ☐ その他 ())

これは、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条の規定に違反し、同条例第10条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	☐ 弁明書の提出 ☐ 口頭
弁明の期限	年 月 日 ()
提出先又は出頭先	〒 — 大阪市 区 丁目 番 号 大阪市 局 TEL : — — FAX : — —

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

		年 月 日	
過料処分決定通知書			
氏 名			
住 所			
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 () ー		
		大阪市長	印
あなたは、次のとおり大阪市路上喫煙の防止に関する条例第7条に違反する行為を行いました。			
日 時	年 月 日	午前・午後	時 分頃
場 所	大阪市 区	付近	
内 容	路上喫煙禁止地区内での路上喫煙 (☐ 歩行喫煙 ☐ 立ち止まっでの喫煙 ☐ その他 ())		
大阪市路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定により、金1,000円の過料に処することを決定しましたので、大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。			
現金又は納入通知書によりお支払いください。			
注			
(担当)			
〒 ー	大阪市 区	丁目 番号	
	大阪市 局	電話： ー	ー

[備考 同左]

		年 月 日	
過料処分決定通知書			
氏 名			
住 所			
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 () ー		
		大阪市長	印
あなたは、次のとおり大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条に違反する行為を行いました。			
日 時	年 月 日	午前・午後	時 分頃
場 所	大阪市 区	付近	
内 容	路上喫煙が禁止されている区域内での路上喫煙 (☐ 歩行喫煙 ☐ 立ち止まっでの喫煙 ☐ その他 ())		
大阪市路上喫煙の防止に関する条例第10条の規定により、金1,000円の過料に処することを決定しましたので、大阪市路上喫煙の防止に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。			
現金又は納入通知書によりお支払いください。			
注			
(担当)			
〒 ー	大阪市 区	丁目 番号	
	大阪市 局	電話： ー	ー

[備考 略]